平成２６年（フ）第４２８号
札幌市中央区南９条西12丁目１番53号
破産者　有限会社木下建工
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２１３号
東京都板橋区成増２丁目４―５―102
破産者　尾野　一範
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０９号
岐阜県各務原市鵜沼南町４丁目81番地２
破産者　鈴木　君枝
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５２号
岐阜県美濃加茂市田島町３丁目６番地１
破産者　株式会社Ｗｏｏｄ　ｎｏｔｅ
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第５５４号
静岡市清水区真砂町８番３号
破産者　有限会社恵比寿
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２１号
福岡市東区和白丘１丁目13番５号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区美和台新町14番８号
破産者　宮田　秀次
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２号
福岡市東区和白丘１丁目13番５号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区美和台新町14番８号
破産者　宮田　希子
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９１号
福岡市城南区長尾３丁目17番19号
破産者　建築工房風樹こと　永田　正勝
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１７号
福岡県朝倉市甘木2349番地４雇用促進住宅３―１―４
破産者　麻生千代子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３８号
福岡市中央区警固１丁目15番53号
破産者　柏村　武紀
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８１号
福岡市博多区神屋町１―３　グランフォーレ呉服町907号室、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目４番８号サモアⅠ202号
破産者　古賀　博幸
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２９号
福岡市東区筥松３丁目19番50―305号
破産者　川島正男こと　ＣＨＯＩ　ＪＵＮＧＮＡＭ　崔　　正男
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２６号
福岡市東区土井１丁目20番36―202号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区原田１丁目21番30―208号
破産者　一ノ瀬幸雄
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１９号
福岡県大野城市上大利２丁目11番22号
破産者　井上　真二
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２９号
札幌市東区北46条東４丁目７番15号
破産者　宮腰　昌紀
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３号
茨城県小美玉市竹原32番地４
破産者　辻　　純江
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
茨城県東茨城郡城里町大字下古内1444番地、現居所福島県郡山市熱海町熱海５丁目295
磐梯向滝
破産者　柏村　貞和
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５９号
埼玉県八潮市中央３丁目19番地６　小倉アパート３号、旧住所東京都青梅市河辺町５丁目２番地の５　アルカディア河辺108
破産者　松村　孝彦
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
山梨県甲府市善光寺３丁目９番７号
破産者　久保田眞人
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係